

令和元年12月16日

債権者各位

- (甲) 大阪市北区梅田三丁目1番3号
ダイプラ株式会社
代表取締役 鳥本匡聡
- (乙) 北海道恵庭市北柏木町三丁目112番地
北海ダイプラ株式会社
代表取締役 植田立郎

合併公告

上記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしましたので、公告します。

効力発生日は令和2年4月1日であり、甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.daipla.co.jp/provide/>

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和元年6月27日

掲載頁 270頁 (号外第50号)

以上